

## 反社会的勢力でないことの表明・誓約

特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会では、暴力団排除条例（「暴排条例」）を遵守するため、入会にあたり、また正会員として活動するにあたって、会員及びサブスクライバのご入会の申請の際に、以下の内容を表明・誓約したものとさせていただきます。

1. 自ら（法人もしくは団体、個人等）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれか一にも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。

- 1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- 2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- 3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- 4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- 5) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 会員ならびにサブスクライバは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わない。

- 1) 暴力的な要求行為
- 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3) 活動に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて関係者の信用を毀損し、又は関係者の業務を妨害する行為
- 5) その他前各号に準ずる行為

以上をそれぞれ誓約いたします。

本誓約に違反した場合または虚偽が判明した場合には、特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会の定款にもとづき、除名とされても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会に対していっさいの責任を問いません。